

改正案

現行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第四号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二（略）

- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（**次号に規定するものを除く。**）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主として

データ伝送役務の用に供するものであつて、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、別表

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第五号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二（略）

- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

第一第六号の二に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第六号の二 (第9条第1項第3号の2関係)

20CDEFGHJK (Cは0及び4を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

204DEFGHJK

ただし、DEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気

信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<ol style="list-style-type: none">1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<ol style="list-style-type: none">1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p><u>8</u> 第9条第1項第3号の2に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>10</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>13</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

<p><u>8</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

項第3号に規定するもの		項第3号に規定するもの	
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)	<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)	<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)
注1～4 (略)		注1～4 (略)	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案

現行

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種類別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ボーディングに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「020C1」

（電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番

号）、「0204」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種類別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ボーディングに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「0201」、

「881」、「091」、「060」、「050」又は「OAB0」を記載すること。

「気通番号」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「0A B0」を記載すること。

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通番号の種類	電気通番号	自社が指定を受けた電気通番号		他事業者が指定を受けた電気通番号	(4) 算定対象電気通番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通番号規 則第9条	70、80又は90から 始まる電				

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通番号の種類	電気通番号	自社が指定を受けた電気通番号		他事業者が指定を受けた電気通番号	(4) 算定対象電気通番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通番号規 則第9条	70、80又は90から 始まる電				

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>204</u> から始まる電気通信番号				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>20</u> から始まる電気通信番号				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	(略)	1～4（略）	(略)
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>204DEFGHJK</u>	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>20CDEFGHJK</u>
7～10（略）	(略)	7～10（略）	(略)
注1～注2（略）		注1～注2（略）	

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。